

# 宮城県の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

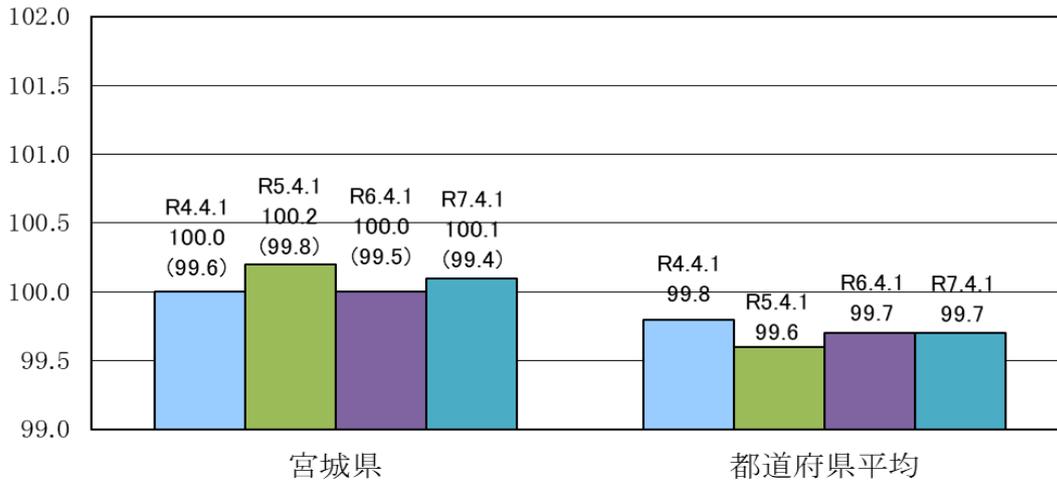
区分	住民基本台帳人口 (7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
6年度	人 2,224,980	千円 997,507,909	千円 1,588,214	千円 212,994,177	% 21.4	% 20.0

### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 22,582	千円 97,959,572	千円 21,526,757	千円 40,946,876	千円 160,433,205	千円 7,105	千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( )書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。  
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)  
 3 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以降に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレース指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

本県の給与水準は、人事委員会が民間企業の給与の実態を調査し、地域の民間給与水準との均衡を図るために実施された勧告を尊重して決定しております。地域の民間給与水準を給料月額に適切に反映させた結果、国の給与水準を上回ることとなったものです。  
 なお、給与水準については、今後も人事委員会勧告を尊重しながら、適切な給与水準となるよう努めます。

#### (4) 給与改定の状況

##### ① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和7年度	387,787 円	376,223 円	11,564 円	3.10 %	3.10 %	3.62 %

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

##### ② 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和7年度	4.65 月	4.60 月	0.05 月	0.05 月	4.65 月	4.65 月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

##### 【概要】

国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ① 給料表の見直し

[ 実施 ]

(給料表の改定実施時期)

平成27年4月1日

(内容)

行政職給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。1級及び2級の初任給にかかる号俸については据え置き、3級以上の級の高位号俸については最大4%程度引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表についても、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施(医療職給料表(一)を除く)。

②地域手当の見直し

(支給割合)

国基準の支給割合の範囲内で支給

支給対象地域	宮城県の支給割合											
	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合	令和元年度の支給割合	令和2年度の支給割合	令和3年度の支給割合	令和4年度の支給割合	令和5年度の支給割合	令和6年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後									
東京都千代田区	18 %	18 %	18.5 %	20 %	20 %	20 %	20 %	20 %	20 %	20 %	20 %	20 %
大阪府大阪市	15 %	15 %	15.5 %	16 %	16 %	16 %	16 %	16 %	16 %	16 %	16 %	16 %
愛知県名古屋市長	12 %	13 %	14 %	15 %	15 %	15 %	15 %	15 %	15 %	15 %	15 %	15 %
宮城県仙台市長	4.5 %	4.5 %	4.5 %	4.5 %	4.5 %	4.5 %	4.5 %	4.5 %	4.5 %	4.5 %	4.5 %	4.5 %
宮城県多賀城市		2 %	2 %	2 %	2 %	2 %	2 %	2 %	2 %	2 %	2 %	2 %
宮城県名取市	1.5 %	1.5 %	1.5 %	1.5 %	1.5 %	1.5 %	1.5 %	1.5 %	1.5 %	1.5 %	1.5 %	1.5 %
宮城県宮城郡利府町												
宮城県富谷市												
上記以外の県内市町村												

支給対象地域	国基準の支給割合											
	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合	令和元年度の支給割合	令和2年度の支給割合	令和3年度の支給割合	令和4年度の支給割合	令和5年度の支給割合	令和6年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後									
東京都千代田区	18 %	18 %	18.5 %	20 %	20 %	20 %	20 %	20 %	20 %	20 %	20 %	20 %
大阪府大阪市	15 %	15 %	15.5 %	16 %	16 %	16 %	16 %	16 %	16 %	16 %	16 %	16 %
愛知県名古屋市長	12 %	13 %	14 %	15 %	15 %	15 %	15 %	15 %	15 %	15 %	15 %	15 %
宮城県仙台市長	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %
宮城県多賀城市	3 %	5 %	7 %	10 %	10 %	10 %	10 %	10 %	10 %	10 %	10 %	10 %
宮城県名取市		3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %
宮城県宮城郡利府町		4 %	5 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %
宮城県富谷市		0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %
上記以外の県内市町村	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %

(実施時期)

平成27年4月1日

③その他の見直し

単身赴任手当の加算額及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。

(平成27年4月1日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宮城県	42.3 歳	330,820 円	424,419 円	368,480 円
国	歳	円	—	円
都道府県平均	歳	円	円	円

#### ②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
宮城県	53.1 歳	134 人	303,311 円	342,438 円	321,246 円	—	—	—	—
うち 学校給食員	—	—	—	—	—	調理師	歳	円	—
うち 守衛	59.0 歳	2 人	359,500 円	505,500 円	381,250 円	守衛	歳	円	—
うち 用務員	57.3 歳	58 人	314,600 円	343,734 円	330,327 円	用務員	歳	円	—
うち 自動車運転手	59.9 歳	6 人	254,900 円	313,317 円	272,617 円	自家用兼用 自動車運転者	歳	円	—
うち 電話交換手	—	—	—	—	—	電話交換手	—	—	—
国	歳	人	円	—	円	—	—	—	—
都道府県平均	歳	人	円	円	円	—	—	—	—

区 分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
宮城県	—	—	—
うち 学校給食員	—	円	—
うち 守衛	6,084,629 円	円	
うち 用務員	4,139,470 円	円	
うち 自動車運転手	3,773,855 円	円	
うち 電話交換手	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和4～令和6年の3ヶ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

#### ③高等(特別支援・専修・各種)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
宮城県	46.5 歳	390,650 円	446,819 円
都道府県平均	歳	円	円

#### ④小・中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
宮城県	42.5 歳	370,169 円	415,090 円
都道府県平均	歳	円	円

#### ⑤警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宮城県	38.3 歳	347,443 円	499,153 円	384,967 円
国	歳	円	—	円
都道府県平均	歳	円	円	円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区	分	宮城県	国
一般行政職	大学卒	227,400 円	220,000 円
	高校卒	196,100 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	194,100 円	185,700 円
	中学卒	-	-
高等学校教育職	大学卒	254,100 円	-
	高校卒	-	-
小・中学校教育職	大学卒	254,100 円	-
	高校卒	-	-
警察職	大学卒	260,000 円	255,200 円
	高校卒	227,800 円	216,400 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和7年4月1日現在）

区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	284,315 円	364,511 円	383,303 円	414,000 円
	高校卒	255,018 円	330,762 円	364,964 円	385,375 円
技能労務職	高校卒	242,400 円	274,300 円	- 円	346,440 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
高等学校教育職	大学卒	339,755 円	404,855 円	433,440 円	442,896 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円
小・中学校教育職	大学卒	342,916 円	402,753 円	423,867 円	435,475 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円
警察職	大学卒	308,473 円	395,278 円	418,979 円	432,267 円
	高校卒	291,567 円	364,223 円	398,977 円	412,791 円

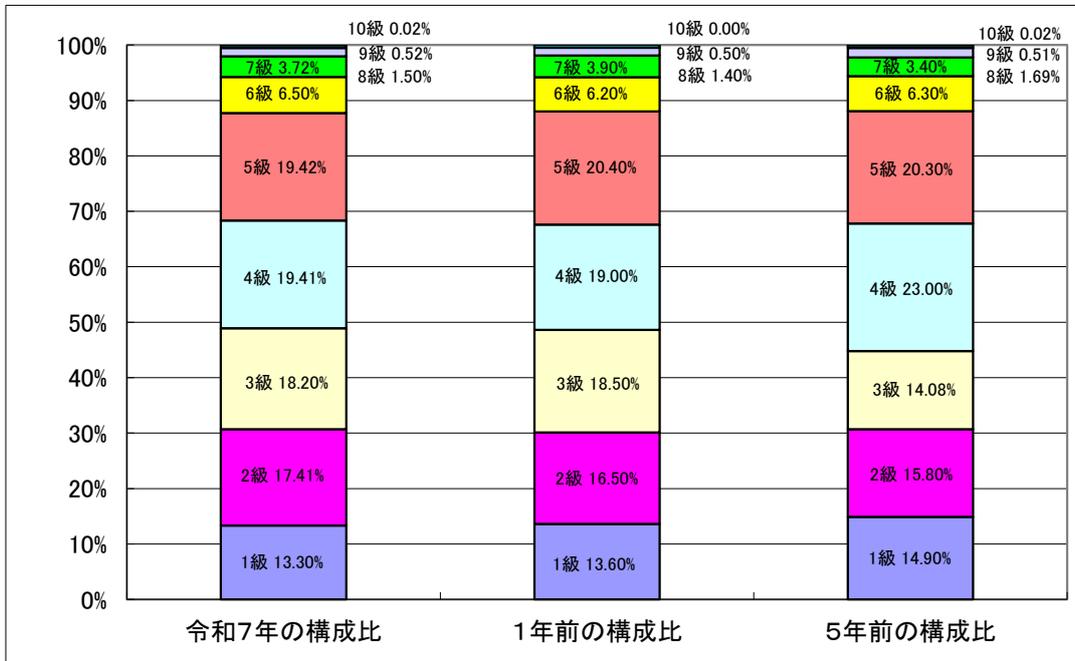
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

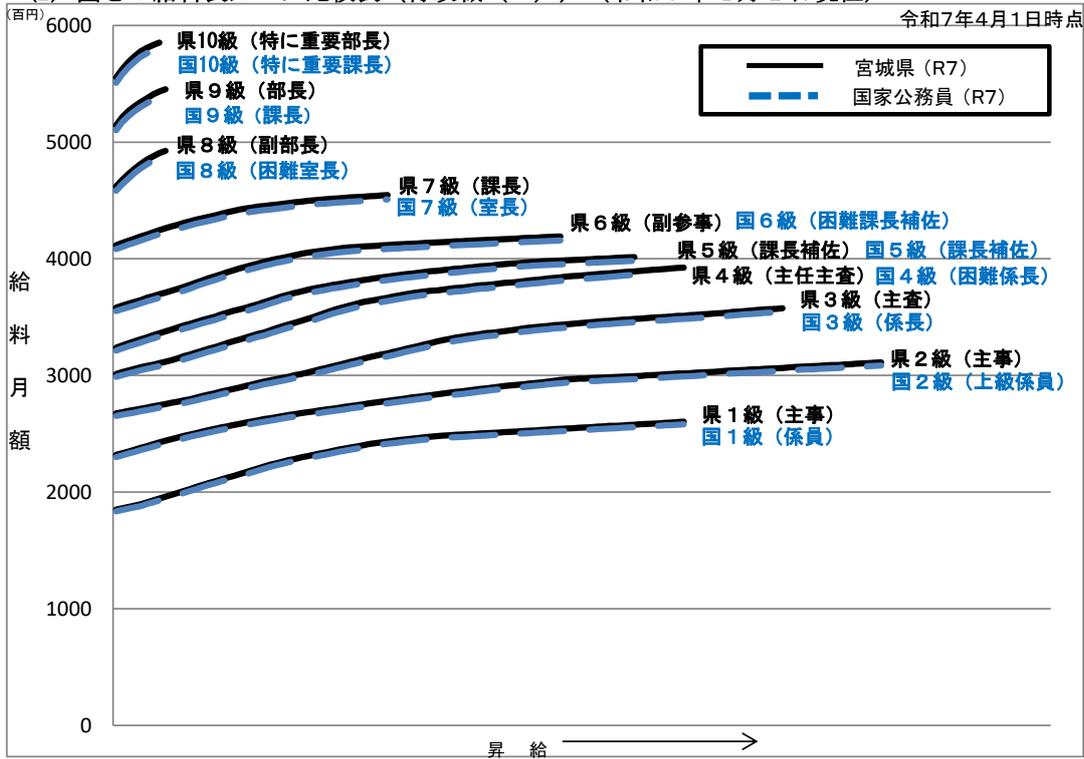
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事, 技師	730 人	13.3 %	185,000 円	260,400 円
2 級	主事, 技師	960 人	17.41 %	231,900 円	311,200 円
3 級	主任主査, 技術主任主査	1,001 人	18.2 %	267,500 円	357,600 円
4 級	主幹, 技術主幹	1,070 人	19.41 %	301,200 円	392,400 円
5 級	本庁の総括課長補佐, 総括技術補佐	1,071 人	19.42 %	323,800 円	401,400 円
6 級	本庁の課長	358 人	6.5 %	358,100 円	419,100 円
7 級	本庁の課長	206 人	3.72 %	411,600 円	454,600 円
8 級	本庁の副部長	82 人	1.5 %	462,000 円	492,500 円
9 級	本庁の部長	30 人	0.52 %	514,400 円	545,300 円
10 級	本庁の部長(特に重要)	1 人	0.02 %	555,300 円	585,300 円

- (注) 1 宮城県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

グラフ



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（宮城県）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

宮 城 県		国	
1人当たり平均支給額(6年度)		—	
1,802 千円			
(6年度支給割合)	(6年度支給割合)	(6年度支給割合)	(6年度支給割合)
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分
(1.40) 月分	(1.00) 月分	(1.40) 月分	(1.00) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	
・管理職加算 15～25%		・管理職加算 10～25%	

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（知事部局の一般行政職（宮城県））

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

##### (2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

宮 城 県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	
1人当たり平均支給額	3,793 千円	21,801 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員（警察職及び教育職を除く）に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(6年度決算)		2,715,701 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)		120,201 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
東京都千代田区	20 %	23 人	20 %
大阪府大阪市	16 %	3 人	16 %
愛知県名古屋	14 %	2 人	14 %
宮城県仙台市	5 %	7,459 人	7 %
宮城県多賀城市	2 %	480 人	9 %
宮城県名取市	1.5 %	1,205 人	2 %
宮城県富谷市	1.5 %	450 人	5 %
宮城県宮城郡利府町	1.5 %	587 人	2 %
上記以外の県内市町村	1.5 %	12,327 人	0 %
医師	16 %	16 人	16 %
千代田区を除く東京都特別区内の地域	20 %	4 人	20 %
愛知県豊田市	15 %	1 人	15 %
埼玉県さいたま市 千葉県千葉市	14 %	3 人	14 %
広島県広島市	9 %	1 人	9 %
平均支給割合		2.7 %	2.8 %

(注) 「国の制度(支給割合)」の欄の平均支給割合は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の支給割合で支給したと仮定した場合の加重平均の支給割合である。

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(6年度決算)		1,148,461 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)		79,666 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(6年度)		63.8 %		
手当の種類(手当数)		42		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(6年度決算)	左記職員に対する支給単価
県税事務従事手当	県税事務所等に所属する職員	県税の賦課徴収業務	53,034千円	日額650円～1,100円
社会福祉業務手当	保健福祉事務所等に所属する職員	生活保護、児童福祉等	31,934千円	日額350円～1,100円
技術者養成業務手当	職業訓練指導員等	看護師、職業訓練指導員、農業従事者の養成	18,186千円	日額600円～1,250円
動植物等取扱手当	家畜保健衛生所等に所属する職員	家畜の病性鑑定、農薬取締り等業務	373千円	日額250円～1,100円
船舶乗組手当	漁業取締船等に乗り組む職員	漁ろう試験、漁業の実習指導、取締・調査、警備艇の操作	2,276千円	日額350円～2,000円
用地買収等業務手当	用地買収等業務に従事する職員	土地取得等・損失補償に関する調査・交渉	1,461千円	日額750円～950円
消防訓練業務手当	消防学校等に所属する職員	救助・水防その他各種訓練	1,663千円	日額560円
航空手当	防災ヘリコプター管理事務所等に所属する職員	航空機に搭乗しての救助等業務	12,342千円	1時間1,900円～6,630円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (6年度決算)	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	保健福祉事務所等に所属する職員	感染症患者の救護、家畜伝染病の防疫等	2,167千円	日額300円～1,100円
精神障害者診察立会等業務手当	保健福祉事務所等に所属する職員	精神障害者の護送・調査・診察・生活指導業務	497千円	日額300円～400円
有害物等取扱手当	保健環境センター等に所属する職員	毒劇物の取扱い、農薬分析	594千円	日額300円
野犬等取扱作業手当	保健福祉事務所等に所属する職員	犬の捕獲、抑留、引取り、犬・猫の殺処分	501千円	日額350円～450円
鳥獣捕獲等作業手当	地方振興事務所等に所属する職員	傷病鳥獣の捕獲作業	27千円	日額350円
立入検査等業務手当	保健環境センター等に所属する職員	公害防止のため行う施設等への立入検査	71千円	日額300円
死体処理手当	警察職員等	死体の解剖補助、清拭、検視、見分等	62,536千円	1体1,600円～3,200円 日額1,000円～3,200円
特殊現場等作業手当	土木事務所等に所属する職員	特殊な工事現場等における測量・調査等	288千円	日額350円
異常圧力内作業手当	水産技術総合センター等に所属する職員	潜水業務(漁業調査等・人命救助等)	24千円	1時間310円～1,500円
災害応急作業等手当	土木事務所等に所属する職員	異常な自然現象、重大な災害による応急作業等	4,892千円	日額350円～1,820円 (福島第一原子力発電所敷地内、帰還困難区域、居住制限区域における作業:日額660円～40,000円)
兼務教育職員手当	公立学校に所属する職員	職務、昼夜の課程、通信教育に係る兼務等	20,678千円	1時間500円～800円 1件100円
夜間課程勤務手当	県立高校に所属する職員	定時制の夜間課程の勤務	412千円	日額190円
多学年学級担当手当	公立の小中学校に所属する職員	2以上の学年で編成された学級の授業等	3,164千円	日額290円～350円
入学者選抜業務手当	公立学校に所属する職員	入学者を選抜する業務	16,375千円	日額1,000円
教員特殊業務手当	公立学校に所属する職員	非常災害時の生徒の保護、修学旅行、部活動の引率指導等	434,291千円	日額2,700円～16,000円
教育業務連絡指導手当	公立学校に所属する職員	教務主任等が行う連絡調整、指導助言	91,082千円	日額200円
犯罪捜査等作業手当	警察官・警察職員	犯罪の捜査又は被疑者逮捕、通訳の作業	129,671千円	日額560円
少年警察補導手当	警察職員	少年の補導等	1,386千円	日額350円
鑑識手当	警察職員	犯罪鑑識の作業	7,014千円	日額280円～560円
交通取締手当	警察官	交通取締作業、交通整理	15,105千円	日額310円～690円
警ら手当	警察官	パトカー等による警ら、立番、見張り等による警戒又は警ら	92,140千円	日額340円～420円
看守手当	警察職員	被疑者の看守又は護送業務	14,151千円	日額310円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (6年度決算)	左記職員に対する支給単価
機械保守手当	総務部に所属する警察職員	自動車整備作業	252千円	日額170円
夜間特殊業務手当	警察職員	深夜における犯罪防止等	97,627千円	勤務1回580円～1,100円
交通捜査業務手当	警察官	交通事故の捜査、悪質・危険な違反者の捜査・取締り	24,389千円	日額310円～1,260円
術科指導手当	警察職員	拳銃操法等の指導訓練	458千円	日額300円
爆発物等取締業務手当	警察職員	爆発物・特殊危険物質等の処理等	6千円	1件5,200円 日額250円
緊急業務呼出手当	警察職員	勤務時間外の夜間における緊急の呼び出しを受け、警備・交通等の業務に従事	715千円	1回1,240円
山岳遭難救助作業手当	警察職員	山岳の危険な箇所での遭難者の救助・捜索	83千円	日額600円
核原料物質等輸送警備手当	警察職員	核原料物質等の輸送警備業務	0千円	日額640円
銃器犯罪捜査従事手当	警察官	銃器犯罪・暴力団対立抗争事件の捜査	0千円	日額820円～1,640円
身辺警護等作業手当	警察官	皇族・国賓等の護衛、警護	1,539千円	日額640円～1,150円
海外犯罪情報収集作業手当	警察官	海外においての犯罪捜査に関する情報収集	0千円	日額1,100円
犯罪被害者等支援業務手当	警務部に所属する警察職員	犯罪被害者の精神的負担の緩和のためのカウンセリング等	155千円	日額750円

#### (5) 時間外勤務手当

支給実績(6年度決算)	5,538,380 千円
職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	575 千円
支給実績(5年度決算)	5,851,665 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	605 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
管理職手当	管理・監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定するものに支給。 最高額 139,300円	同じ		1,332,708 千円	690,880 円
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難な職(医師等)に採用された職員に支給 最高額 416,600円	同じ		76,690 千円	1,257,213 円
扶養手当	1 配偶者 3,000円 *行政職給料表8級、公安職給料表9級及び研究職給料表5級以上の職員は不支給 2 子 1人につき11,500円 *満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算 3 父母等 1人につき6,500円 *行政職給料表8級、公安職給料表9級及び研究職給料表5級以上の職員は3,500円  *行政職給料表9級以上及び医療職給料表(1)4級の職員には、子に係る手当を除き不支給	同じ		2,045,576 千円	240,854 円
住居手当	借家・借間に居住している職員 1 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃-12,000円 2 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円+(家賃-23,000円)/2で27,000円を限度 ※県の職員宿舎等に入居している者には支給しない	異なる	(国の制度) 借家・借間に居住している職員 1 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃-16,000円 2 月額27,000円を超え、61,000円未満の家賃を支払っている職員 (家賃-27,000円)/2+11,000円 3 月額61,000円以上の家賃を支払っている職員 28,000円	1,872,875 千円	310,747 円
通勤手当	1 交通機関等の利用者 ・1箇月当たりの運賃等相当額が150,000円を超えない場合 定期券又は回数券の価格(最も経済的かつ合理的なもの) ・1箇月当たりの運賃等相当額が150,000円を超える場合 150,000円に通勤手当に係る支給単位数のうちの最も長い支給単位数の月数を乗じて得た額 2 自動車等の使用者 ア 普通自動車等以外の自動車等使用者 使用距離(片道)により2,000円～31,600円 イ 普通自動車等使用者 使用距離(片道)により2,100円～56,700円	異なる	へき地等におかれている小・中学校、公所の勤務者の通勤の実態が、国家公務員と異なることから一部独自の手当としている。 (国の制度) 2のイについて使用距離(片道)により2,000円～31,600円	3,033,150 千円	148,684 円
単身赴任手当	転勤により住居を移転し、配偶者と別居して単身で生活する職員 30,000円 *ただし、職員の住居と配偶者の住居との間の距離が100km以上の場合、その距離に応じて8,000円～70,000円加算する。	同じ		173,937 千円	394,415 円
特地勤務手当等	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給 支給額 (異動の日の(給料の月額+扶養手当の月額)×1/2+現に受ける(給料の月額+扶養手当の月額)×1/2)×支給割合(4%～16%)	同じ		101,086 千円	293,852 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して支給 支給額 勤務1時間当たりの給与額×支給割合(135/100)×勤務時間数	同じ		893,521 千円	192,777 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して支給 支給額 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ		290,149 千円	132,791 円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日等に、本来の勤務に従事しないで宿日直勤務をした場合に支給 支給額 一般 勤務1回につき4,400円 特殊 勤務1回につき5,300円～21,000円	同じ		719,158 千円	205,356 円
管理職員特別勤務手当	特定管理職員(管理職手当支給職員)が、臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日に勤務した場合に支給 支給額 勤務1回につき4,000円～12,000円 特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額 勤務1回につき2,000円～6,000円	同じ		12,581 千円	38,124 円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において支給対象地域に在勤する職員に対し、地域の区分及び世帯等の区分に応じ支給 支給額 月額8,200円～19,800円	同じ		322,024 千円	67,880 円
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校に勤務する教育職員に支給 最高額 8,000円			767,547 千円	67,465 円
産業教育手当	産業教育振興のため農業、水産又は工業に関する課程を置く高等学校の教職員等の勤務の特殊性に対して支給 支給額 給料月額×支給割合(3%～6%)			119,895 千円	259,513 円
定時制通信教育手当	高等学校の校長及び教員のうち定時制教育又は通信教育に従事する職員に対し、その職務の複雑、困難性に依りて支給 支給額 給料月額×支給割合(3%～6%)			55,712 千円	204,073 円
農林漁業普及指導手当	農業、林業又は水産業に関する普及事業に従事する普及指導員に対し、その職務の特殊性に応じて支給 支給額 給料月額×支給割合(8%)			37,022 千円	316,427 円
災害派遣手当	災害発生時にその応急対策又は復旧等のため派遣された職員で、住所等を離れて県内に滞在した場合に支給 支給額 1日につき最高6,620円			0 千円	0 円

## 5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	知 事	1,340,000 円		
	副 知 事	1,040,000 円		
報酬	議 長	1,040,000 円		
	副 議 長	930,000 円		
	議 員	860,000 円		
期末手当	知 事	(6年度支給割合)		
	副 知 事	3.45 月分		
	議 長	(6年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	3.45 月分		
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	知 事	給料月額×在職月数×6.3割	4,052 万円	原則、最終退職時であるが、申出があった場合は任期毎の支給も可
	副 知 事	給料月額×在職月数×4.1割	2,047 万円	原則、最終退職時であるが、申出があった場合は任期毎の支給も可

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

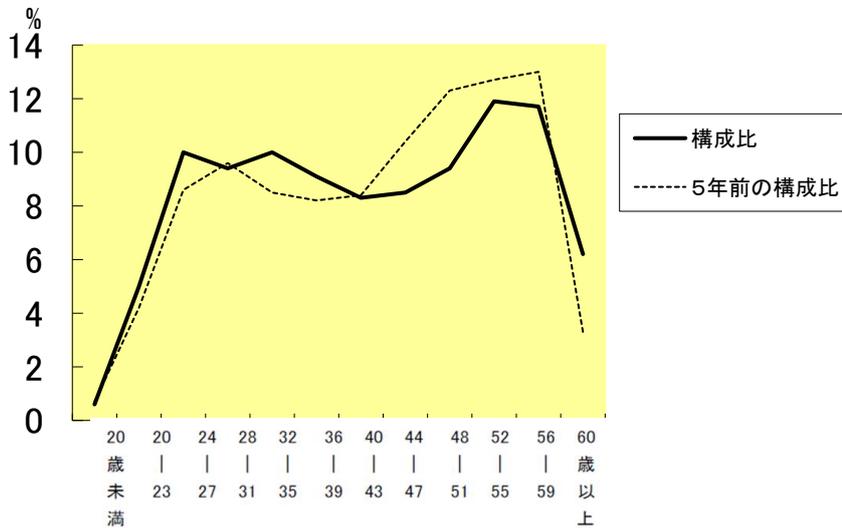
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			R6年	R7年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	41	41	0	
		総務・企画	775	793	+ 18	国勢調査対応等による増員
		税務	280	284	+ 4	宿泊税導入対応等による増員
		民生	520	525	+ 5	生活保護現業員基準対応等による増員
		衛生	687	677	△ 10	事務の見直し等による減員
		労働	142	138	△ 4	事務の見直し等による減員
		農林水産	1,273	1,244	△ 29	事務の見直し等による減員
		商工	299	302	+ 3	欧州市場に係る業務等の増加に伴う増員
		土木	814	809	△ 5	事務の見直し等による減員
	計		4,831	4,813	△ 18	(参考:人口10万人当たり職員数 217 人)
	教育部門		13,397	13,394	△ 3	学校の統廃合、学級の減等による減員
	警察部門		4,354	4,344	△ 10	事務の見直し等による減員
	小計		22,582	22,551	△ 31	(参考:人口10万人当たり職員数 1,017 人)
公営企業事業部門	病院		11	12	+ 1	県立病院機関関係業務の増加に伴う増員
	水道		53	52	△ 1	事務の見直し等による減員
	下水道		46	45	△ 1	事務の見直し等による減員
	その他		33	30	△ 3	事務の見直し等による減員
	小計		143	139	△ 4	
合計			22,725	22,690	△ 35	
			[ 23,888 ]	[ 23,760 ]		(参考:人口10万人当たり職員数 1,023 人)

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
職員数	139	1,112	2,260	2,125	2,266	2,072	1,888	1,932	2,132	2,698	2,648	1,418	22,690

### (3) 職員数の推移

(単位:人・%)

区 分 部 門 別	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	過去5年間の 増減数(R7-R2、率)
一般行政	4,960	4,990	4,961	4,852	4,831	4,813	△ 147 (△ 3.0%)
教 育	12,894	13,458	13,390	13,472	13,397	13,394	+ 500 (+ 3.9%)
警 察	4,347	4,344	4,378	4,360	4,354	4,344	△ 3 (△ 0.1%)
普通会計	22,201	22,792	22,729	22,684	22,582	22,551	+ 350 (+ 1.6%)
公営企業等会計	156	151	150	145	143	139	△ 17 (△ 10.9%)
総合計	22,357	22,943	22,879	22,829	22,725	22,690	+ 333 (+ 1.5%)

(注) 各年における定員管理調査において総務省へ報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
6年度	千円 9,812,157	千円 △ 367,290	千円 415,698	% 4.2	% 4.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費は0円である。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	51	千円 213,531	千円 56,428	千円 62,853	千円 332,812	千円 6,526	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。  
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
宮城県	46.0 歳	361,887 円	535,929 円
都道府県平均	歳	円	円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

宮城県企業局（水道事業）		宮城県（一般行政職）	
1人当たり平均支給額(6年度)		1人当たり平均支給額(6年度)	
1,164 千円		1,802 千円	
(6年度支給割合)		(6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分
(1.40) 月分	(1.00) 月分	(1.40) 月分	(1.00) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	
・管理職加算 15～25%		・管理職加算 15～25%	

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

##### イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

宮城県企業局（水道事業）			宮城県（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～加算)	
1人当たり平均支給額	3,024 千円	3,024 千円	1人当たり平均支給額	3,793 千円	21,801 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。  
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(6年度決算)			6,818 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)			126,258 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
仙台市	5.0 %	20 人	5.0 %
上記以外の県内市町村	1.5 %	32 人	1.5 %

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(6年度決算)		22 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)		3,667 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(6年度)		11.1 %		
手当の種類(手当数)		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(6年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊現場等作業手当	水道事務所等に所属する職員	特殊な工事現場等における測量・調査等	0千円	日額350円
用地買収等業務手当	用地買収業務に従事する職員	土地取得等・損失補償に関する調査・交渉	22千円	日額750円～950円
有害物等取扱手当	水道事務所に勤務する職員	毒劇物の発生を伴う業務等	0円	日額300円
災害応急作業等手当	水道事務所に勤務する職員	異常な自然現象、重大な災害による応急作業	0円	日額350円～1,820円

オ 時間外勤務手当

支給実績(6年度決算)	20,622 千円
職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	448 千円
支給実績(5年度決算)	22,169 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	472 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。  
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)
管理職手当	管理・監督の地位にある職員のうち、企業職員給与規程で指定するものに支給	同じ		6,037 千円	754,600 円
扶養手当	1 配偶者 3,000円 *企業職給料表(1)8級以上の職員は不支給 2 子 1人につき11,500円 *満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算 3 父母等 1人につき6,500円 *企業職給料表(1)8級の職員は3,500円  *企業職給料表9級以上の職員には、子に係る手当を除き不支給	同じ		4,632 千円	185,292 円
住居手当	借家・借間に居住している職員 1 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃-12,000円 2 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円+(家賃-23,000円)/2で27,000円を限度 3 県の職員宿舎等に入居している者には支給しない	同じ		3,792 千円	291,654 円

<p>通勤手当</p>	<p>1 交通機関等の利用者  ・1箇月当たりの運賃等相当額が150,000円を超えない場合  定期券又は回数券の価格(最も経済的かつ合理的なもの)  ・1箇月当たりの運賃等相当額が150,000円を超える場合  150,000円に通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間の月数を乗じて得た額  2 自動車等の使用者  ア 普通自動車等以外の自動車等使用者  使用距離(片道)により2,000円～31,600円  イ 普通自動車等使用者  使用距離(片道)により2,100円～56,700円</p>	<p>同じ</p>		<p>13,682 千円</p>	<p>263,106 円</p>
<p>管理職員特別勤務手当</p>	<p>特定管理職員(管理職手当支給職員)が、臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日に勤務した場合に支給  支給額 勤務1回につき4,000円～12,000円  特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から午前5時までの間に勤務した場合  支給額 勤務1回につき2,000円～6,000円</p>	<p>同じ</p>		<p>10 千円</p>	<p>5,000 円</p>
<p>寒冷地手当</p>	<p>毎年11月から翌年3月までの各月の初日において支給対象地域に在勤する職員に対し、地域の区分及び世帯等の区分に応じ支給  支給額 月額8,200円～19,800円</p>	<p>同じ</p>		<p>1,186 千円</p>	<p>84,714 円</p>

## (2) 工業用水道事業

### ① 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
6年度	千円 1,389,388	千円 △ 67,090	千円 76,310	% 5.5	% 6.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費は0円である。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	12	千円 42,444	千円 9,451	千円 12,099	千円 63,994	千円 5,333	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。  
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年 齢	基本給	平均月収額
宮城県	40.6 歳	322,936 円	444,403 円
都道府県平均	歳	円	円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

宮城県企業局（工業用水道事業）		宮城県（一般行政職）	
1人当たり平均支給額(6年度) 1,008 千円		1人当たり平均支給額(6年度) 1,802 千円	
(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分		(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

#### イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

宮城県企業局（工業用水道事業）			宮城県（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～加算)	
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	3,793 千円	21,801 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。  
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(6年度決算)		1,714 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)		142,794 円	
	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
仙台市	5.0 %	2 人	5.0 %
上記以外の県内市町村	1.5 %	9 人	1.5 %

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(6年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(6年度)		0.0 %		
手当の種類(手当数)		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(6年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊現場等作業手当	水道事務所等に所属する職員	特殊な工事現場等における測量・調査等	0円	日額350円
用地買収等業務手当	用地買収業務に従事する職員	土地取得等・損失補償に関する調査・交渉	0円	日額750円～950円
有害物等取扱手当	水道事務所に勤務する職員	毒劇物の発生を伴う業務等	0円	日額300円
災害応急作業等手当	水道事務所に勤務する職員	異常な自然現象、重大な災害による応急作業	0円	日額350円～1,820円

オ 時間外勤務手当

支給実績(6年度決算)	3,072 千円
職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	279 千円
支給実績(5年度決算)	2,803 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	255 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。  
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)
管理職手当	管理・監督の地位にある職員のうち、企業職員給与規程で指定するものに支給	同じ		599 千円	598,800 円

扶養手当	<p>1 配偶者 3,000円 *企業職給料表(1)8級以上の職員は不支給</p> <p>2 子 1人につき11,500円 *満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算</p> <p>3 父母等 1人につき6,500円 *企業職給料表(1)8級の職員は3,500円</p> <p>*企業職給料表9級以上の職員には、子に係る手当を除き不支給</p>	同じ		858 千円	286,000 円
住居手当	<p>借家・借間に居住している職員</p> <p>1 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃-12,000円</p> <p>2 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円+(家賃-23,000円)/2で27,000円を限度</p> <p>※県の職員宿舍等に入居している者には支給しない</p>	同じ		912 千円	304,000 円
通勤手当	<p>1 交通機関等の利用者 ・1箇月当たりの運賃等相当額が150,000円を超えない場合 定期券又は回数券の価格(最も経済的かつ合理的なもの)</p> <p>・1箇月当たりの運賃等相当額が150,000円を超える場合 150,000円に通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間の月数を乗じて得た額</p> <p>2 自動車等の使用者 ア 普通自動車等以外の自動車等使用者 使用距離(片道)により2,000円～31,600円</p> <p>イ 普通自動車等使用者 使用距離(片道)により2,100円～56,700円</p>	同じ		2,215 千円	184,618 円
管理職員特別勤務手当	<p>特定管理職員(管理職手当支給職員)が、臨時又は緊急の必要等で休日又は休日に勤務した場合に支給 支給額 勤務1回につき4,000円～12,000円</p> <p>特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日等以外の日の午後10時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額 勤務1回につき2,000円～6,000円</p>	同じ		0 千円	0 円
寒冷地手当	<p>毎年11月から翌年3月までの各月の初日において支給対象地域に在勤する職員に対し、地域の区分及び世帯等の区分に応じ支給 支給額 月額8,200円～19,800円</p>	同じ		82 千円	41,000 円

(3) 地域整備事業

① 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
6年度	千円 385,624	千円 232,451	千円 56,074	% 14.5	% 22.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費は0円である。

区分	職員数 A	給 与 費			一人当たり 給与費 B/A	
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当		計 B
6年度	8	千円 29,712	千円 8,753	千円 8,271	千円 46,736	千円 5,842

(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
------------------------------

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。  
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
宮城県	38.7 歳	335,116 円	486,833 円
都道府県平均	歳	円	円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

宮城県企業局（地域整備事業）		宮城県（一般行政職）	
1人当たり平均支給額(6年度) 1,034 千円		1人当たり平均支給額(6年度) 1,802 千円	
(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分		(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分	
勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分		勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

宮城県企業局（地域整備事業）			宮城県（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~加算)	
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	3,793 千円	21,801 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。  
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(6年度決算)			1,378 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)			172,298 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)	
仙台市	5.0 %	8 人	5.0 %	
上記以外の県内市町村	1.5 %	0 人	1.5 %	

エ 時間外勤務手当

支給実績(6年度決算)	4,543 千円
職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	649 千円
支給実績(5年度決算)	3,834 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	548 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。  
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)
管理職手当	管理・監督の地位にある職員のうち、企業職員給与規程で指定するものに支給	同じ		499 千円	499,200 円
扶養手当	1 配偶者 3,000円 *企業職給料表(1)8級以上の職員は不支給 2 子 1人につき11,500円 *満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算 3 父母等 1人につき6,500円 *企業職給料表(1)8級の職員は3,500円  *企業職給料表9級以上の職員には、子に係る手当を除き不支給	同じ		420 千円	210,000 円
住居手当	借家・借間に居住している職員 1 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃-12,000円 2 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円+(家賃-23,000円)/2で27,000円を限度 ※県の職員宿舎等に入居している者には支給しない	同じ		1,252 千円	312,898 円
通勤手当	1 交通機関等の利用者 ・1箇月当たりの運賃等相当額が150,000円を超えない場合 定期券又は回数券の価格(最も経済的かつ合理的なもの) ・1箇月当たりの運賃等相当額が150,000円を超える場合 150,000円に通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間の月数を乗じて得た額 2 自動車等の使用者 ア 普通自動車等以外の自動車等使用者 使用距離(片道)により2,000円～31,600円 イ 普通自動車等使用者 使用距離(片道)により2,100円～56,700円	同じ		661 千円	110,097 円
管理職員特別勤務手当	特定管理職員(管理職手当支給職員)が、臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日に勤務した場合に支給 支給額 勤務1回につき4,000円～12,000円 特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額 勤務1回につき2,000円～6,000円	同じ		0 円	0 円

(4) 流域下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
6年度	千円 9,507,163	千円 779,364	千円 209,185	% 2.2	% 2.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費は0円である。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	47	千円 177,669	千円 52,926	千円 58,248	千円 288,843	千円 6,146	

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。  
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基 本 給	平 均 月 収 額
宮城県	42.5 歳	343,510 円	506,742 円
都道府県平均	歳	円	円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

宮城県企業局（流域下水道事業）		宮城県（一般行政職）	
1人当たり平均支給額(6年度) 1,266 千円		1人当たり平均支給額(6年度) 1,802 千円	
(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分		(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分	
勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分		勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

宮城県企業局（流域下水道事業）				宮城県（一般行政職）			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分		最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～加算)			その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～加算)		
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円		1人当たり平均支給額	3,793 千円	21,801 千円	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。  
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(6年度決算)			6,279	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)			136,501	円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)	
仙台市	5.0 %	15 人	5.0 %	
多賀城市	2 %	14 人	2 %	
上記以外の県内市町村	1.5 %	16 人	1.5 %	

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(6年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(6年度)		%		
手当の種類(手当数)		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(6年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊現場等作業手当	水道事務所等に所属する職員	特殊な工事現場等における測量・調査等	0千円	日額350円
用地買収等業務手当	用地買収業務に従事する職員	土地取得等・損失補償に関する調査・交渉	0千円	日額750円～950円
有害物等取扱手当	水道事務所に勤務する職員	毒劇物の発生を伴う業務等	0千円	日額300円
災害応急作業等手当	水道事務所に勤務する職員	異常な自然現象、重大な災害による応急作業	0千円	日額350円～1,820円

オ 時間外勤務手当

支給実績(6年度決算)	21,027	千円
職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	526	千円
支給実績(5年度決算)	16,737	千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	399	千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。  
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)
管理職手当	管理・監督の地位にある職員のうち、企業職員給与規程で指定するものに支給	同じ		4,323 千円	720,569 円

扶養手当	<p>1 配偶者 3,000円 *企業職給料表(1)8級以上の職員は不支給</p> <p>2 子 1人につき11,500円 *満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算</p> <p>3 父母等 1人につき6,500円 *企業職給料表(1)8級の職員は3,500円</p> <p>*企業職給料表9級以上の職員には、子に係る手当を除き不支給</p>	同じ		3,062 千円	153,104 円
住居手当	<p>借家・借間に居住している職員</p> <p>1 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃-12,000円</p> <p>2 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円+(家賃-23,000円)/2で27,000円を限度</p> <p>※県の職員宿舍等に入居している者には支給しない</p>	同じ		5,587 千円	372,457 円
通勤手当	<p>1 交通機関等の利用者 ・1箇月当たりの運賃等相当額が150,000円を超えない場合 定期券又は回数券の価格(最も経済的かつ合理的なもの)</p> <p>・1箇月当たりの運賃等相当額が150,000円を超える場合 150,000円に通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間の月数を乗じて得た額</p> <p>2 自動車等の使用者 ア 普通自動車等以外の自動車等使用者 使用距離(片道)により2,000円～31,600円 イ 普通自動車等使用者 使用距離(片道)により2,100円～56,700円</p>	同じ		12,648 千円	301,151 円
管理職員特別勤務手当	<p>特定管理職員(管理職手当支給職員)が、臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日に勤務した場合に支給 支給額 勤務1回につき4,000円～12,000円</p> <p>特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から午前5時までの間に勤務した場合 支給額 勤務1回につき2,000円～6,000円</p>	同じ		0 円	0 円